Q4. 総会で役員を改選したとき、新役員の任期はいつからになりますか？

役員（理事・監事）の任期等の規定は定款によって定められます。定款の条項を確認のうえ、次の事例を参考にしてください。

＝「役員の任期は２年とする。」と定款に定めている法人を例に＝

①任期満了前に総会を開催した場合・・・任期満了日の翌日から２年間

②任期満了後に総会を開催した場合・・・総会開催日から２年間

ちなみに②の補足として、

◎任期の伸長規定がある場合は、総会が終結するまで前任者の任期が伸長します。

◎任期の伸長規定はないが職務延長規定がある場合は、総会選任を経て後任者が就任するまでは、前任者が任期満了後も引き続き役員の職務を行います。

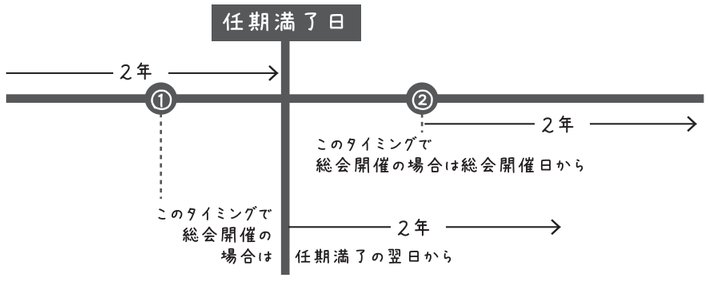

Q5. 役員が任期途中で辞任したときは、どうすればよいのですか？

役員（理事・監事）の選任や欠員補充を規定した定款の条項を確認のうえ、次の事例を参考にしてください。

＝「理事および監事は、総会において選任する」と定款に記している法人を例に＝

①定数の３分の１を超える者が欠けた場合

・・・できるだけ早く臨時総会を開催し、後任者を選任する。

②定数の３分の１以下の者が欠けた場合・・・次の２つから選択できます。

ア）臨時総会を開催して、後任者を選任する。

イ）法人運営に支障がなく、後任者の選任を急ぐ必要がない場合は、次の総会で後任者を選任することとし、それまでの間は欠員扱いとする。

Q6.「役員変更届出書」は、どのようなときに提出するのですか？

役員（理事・監事）に変更があった場合は、大分県に届出をする義務があります。役員変更届出書の提出の対象となる役員変更とは次のような場合があります。

①新任　②再任　③任期満了　④死亡　⑤辞任　⑥解任

⑦住所または居所の変更（転居、住居表示変更等）　⑧氏名の変更（改姓等）

なお、互選により理事長の交代など役職の交代のみの場合は、役員変更届出書の提出は不要ですが、変更後の役員名簿を大分県に提出してください。役員名簿は情報公開（アイネスでの公開）の対象となっているため、情報の差し替えを行います。

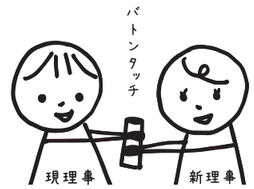

Q7. 定款を変更したいのですが、どうすればよいのですか？

定款の変更は、総会の議決が必要です。その後、大分県に定款変更の認証申請（または届出）を行います。変更の内容が登記されている事項の場合は、県から定款変更の認証書の交付を受けた後、すみやかに法務局で登記の変更を行います。

なお、定款変更認証申請は、２ヵ月間の縦覧期間を経て認証されますので、認証までに相応の期間を要します。

Q8. 登記を変更する必要があるのは、どんなときですか？

NPO 法人の登記事項は、次のものです。

①名称　②事務所の所在地　③目的　④特定非営利活動の種類

⑤事業の種類　⑥役員に関する事項　⑦資産総額

これらのうち１つでも変更がある場合には、法務局で登記変更の手続きが必要です。

事務所の移転など
変更が生じたら定款変更。